

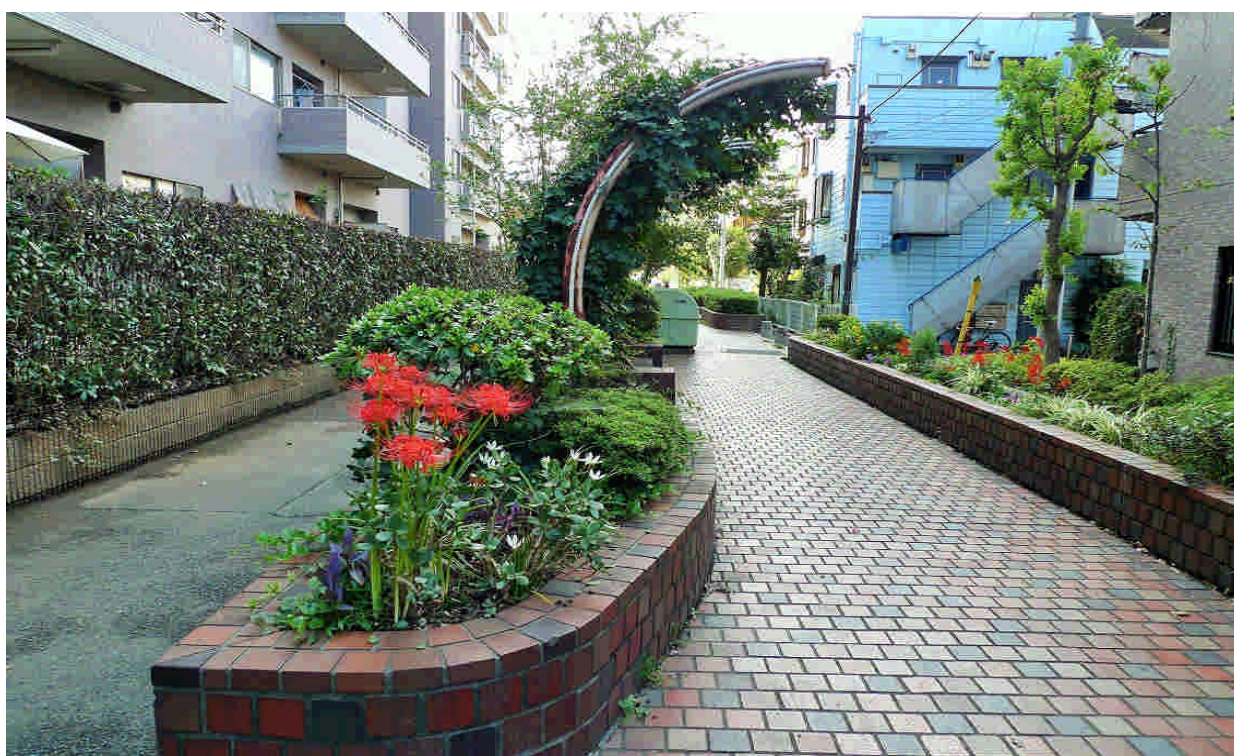
# 会員ニュース

2017. 9 (新-78号)  
日本電気管理技術者協会  
事務局 編集

「暑さ寒さも彼岸まで」 やっと穏やかな気候となって参りました。

皆様におかれましては、実りの秋を満喫されていることと存じます。

実りの秋を傍目に、いよいよ実りなき様相を深める総選挙。日本の危機は、北の国からではなく永田町より迫っているのでは、と憂う事務局より「会員ニュース78号」をお届けします。



(2017年9月豊島区、谷端川緑道 彼岸花)

彼岸花 送りし人の 立ち姿

## 1. 9月12日、電力安全課のHPに「電気事故速報値を更新しました」が掲載されました。

恒例の「事故速報値」の発表です。死亡事故”0”は、1年を経過し継続中です。皆様、お気をつけて「ご安全に！」業務を遂行ください。

詳細は、添付資料「電気事故速報値（平成29年8月31日時点）」をご参照ください。

2. 9月29日、電力安全課メールマガジンに「『主任技術者制度の解釈及び運用(内規)』及び『電気主任技術者制度に関するQ&A』の一部改正について」が掲載されました。

2017年8月24日、経済産業省は「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」及び「電気主任技術者制度に関するQ&A」の一部改正を行いましたのでお知らせします。

とのことで、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」で改正されているのは、高圧一括受電のマンション等で住居部分で使用する家庭用燃料電池設備(エネファーム等)が設置されている場合の点検方法について考え方が明確化されています。

詳細は、添付資料「内規対照表」と「主任技術者制度Q&A」(一部抜粋)をご参照ください。

なお、事務局では、「主任技術者制度Q&A」について、制度の疑問をととも分りやすく説明されているので、是非全文を一読されるようお勧めいたしております。全文では27頁と長文になります。必要な方は、事務局にご請求いただくか、電安課HPにてご入手ください。

# 関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

平成29年8月31日時点

平成28年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	1 (3)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	18 (20)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
停電波及		4	8	6	7	20	1	6	6	7	6	5	6	82
主要電気工作物破損等		2	1	0	0	1	4	1	0	3	3	1	1	17
発電支障		0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
件数		6	18	8	10	22	5	10	7	10	10	6	9	121

平成29年度

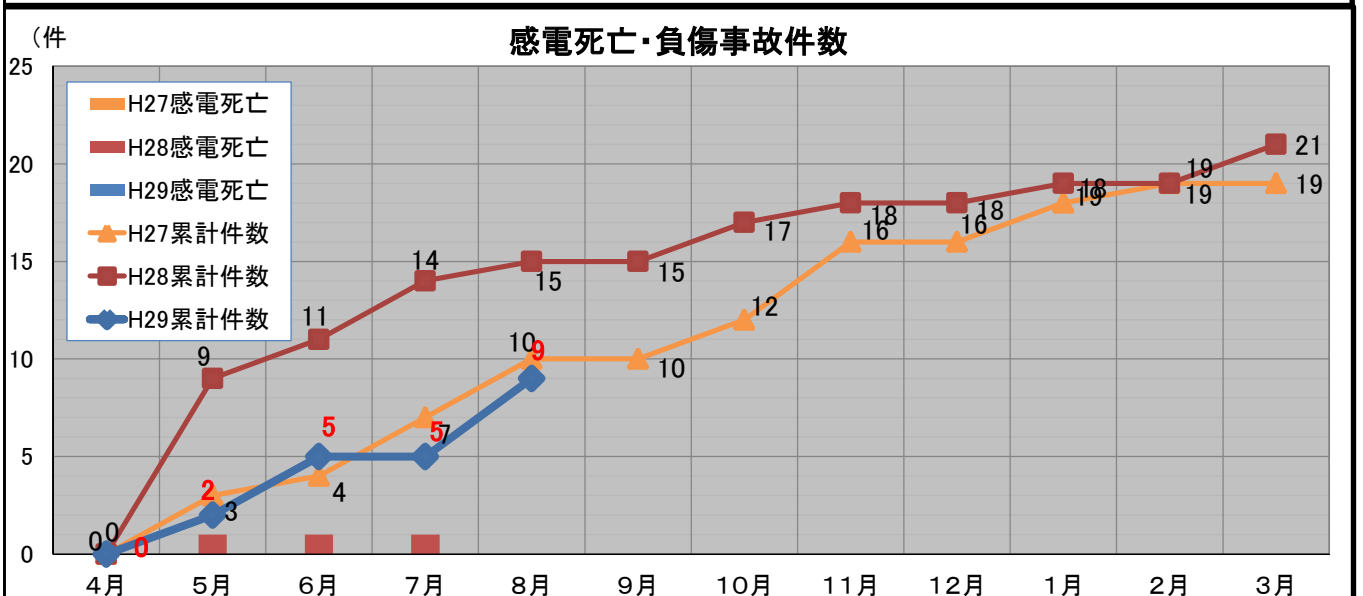
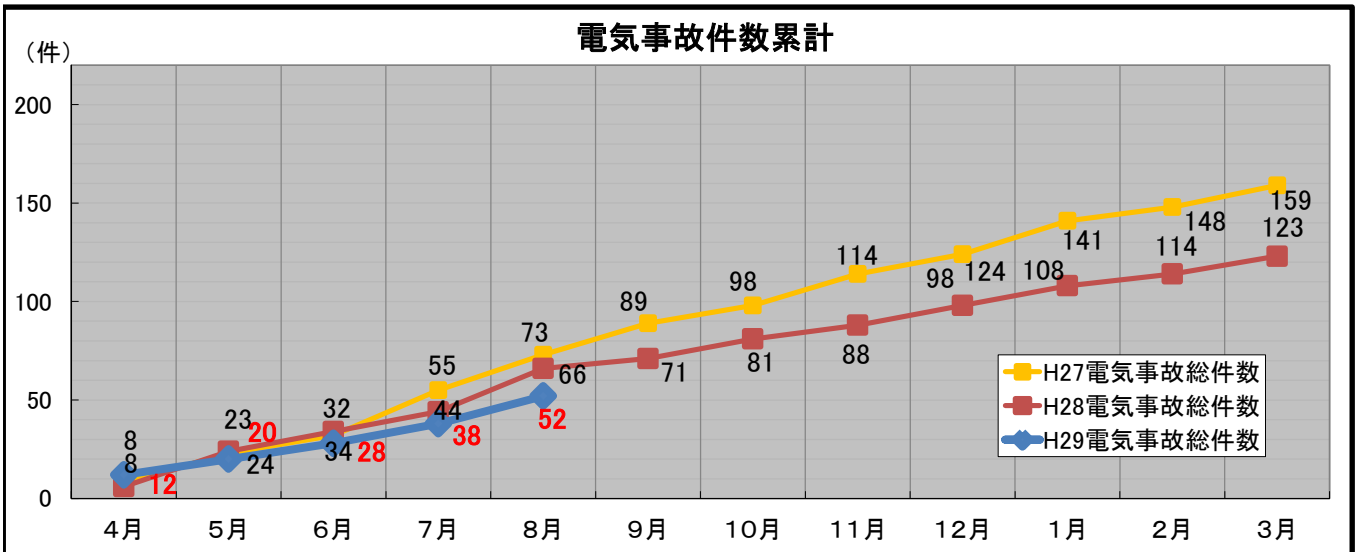
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	4 (4)								9 (9)
電気火災		0	0	1	0	0								1
停電波及		10	6	3	9	8								36
主要電気工作物破損等		2	0	1	1	6								10
発電支障		0	0	0	0	0								0
件数		12	8	8	10	18								56

※1 1つの事故で複数の項目に該当する場合は、各項目にカウントしていますが、総合計では反映していません。

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の( )は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



改正案	現行
<p>1. 法第43条第1項の選任については、次の通り解釈する。</p> <p>(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規<u>6.</u>に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p>	<p>1. 法第43条第1項の選任については、次の通り解釈する。</p> <p>(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規<u>5.</u>に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p>
<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(高圧一括受電するマンションにおける住居部分及び家庭用燃料電池設備の点検)</p> <p>(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合<u>にあつては、</u>住居部分（その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(5)②及び③にかかわらず、<u>4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うこと</u>をもって足りるものとする。</p>	<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(高圧一括受電するマンションの住居部分の点検)</p> <p>(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の<u>住居部分</u>（その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(5)②及び③にかかわらず、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）によることができる。</p>

また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備（以下「当該燃料電池発電設備」という。）の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、（５）②及び③にかかわらず、４年に１回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」３．に該当する場合には１年に１回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者（以下「機器販売事業者等」という。）による整備記録の確認も併せて行うこと。

- ① 当該燃料電池発電設備及び当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分の分電盤に、漏電遮断器が設置されていること。
- ② 当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分から、高圧一括受電するマンション構内への電気の潮流が発生しないこと。
- ③ 設置者と機器販売事業者等との契約により、当該燃料電池発電設備の保守が実施され、その点検結果等が整備記録に記録されていること。
- ④ 各住居部分の当該燃料電池発電設備が、出力十キロワット未満であること。
- ⑤ 設置者又は設置者から委託を受けた機器販売事業者等によって、③の整備記録が適切に保管されていること。
- ⑥ 当該燃料電池発電設備が、保安に影響する設備の異常を検知した場合及び機器販売事業者等による設備の整備周期を超えた場合には自動停止するものであり、かつ、機器販売事業者等の確認の後に運転が再開されること。ただし、停電や電力の過剰使用等によって遮断器が動作した場合等においては、当該燃料電池発電設備の運転の再開を居住者自らが行うことを妨げるものではない。

### 3.10 高圧一括受電するマンションの住居部分の点検

該当箇所：内規4.(9)

Q. 「マンション」とは、どういうものを指しますか？

A. 本内規におけるマンションは、人の住居の用に供する部分が二以上存在する建物をいいます。

Q. 「住居」とは何でしょうか？

A. 人が起臥寝食のために日常的に使用する場所をいいます。その住居の所有権、賃借権別は問いません。

Q. 高圧一括受電するマンション内に存在する「コンビニ等の店舗」にも本規定が適用されますか？

A. 適用されません。内規のとおり、「住居部分」に限定されております。これは、高圧受電の二次側である「コンビニ等の店舗」には不特定多数の者が出入りすること、一般家庭用の電気機器と異なる業務用の電気機器類（冷蔵・冷凍ショーケース等）が設置されていること等に鑑み、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法での点検実施では、一定の保安レベルの確保が困難であるためです。

なお、本規定は当該マンションの住居部分の点検方法について整理したものであって、本規定を適用したとしても、当該マンションの住居部分が自家用電気工作物であることは変わりありません。

Q. 住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施することに変更した場合、何らか法的な手続きは必要でしょうか。

A. 高圧受電のマンションについては、住居部分を含めて一体の自家用電気工作物であるため、住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施する旨、保安規程に定め、当該変更届を提出することが必要です。

Q. 同一マンション内にあるエネファームの合計出力が50kW以上になると、各エネファームは法令上「発電所」と位置付けられるため、燃料電池発電所の点検頻度を毎月1回以上と定めている告示と、4年に1回以上で足りるとする内規との間に不整合が生じてしまうのではないのでしょうか。

A. 電氣的に接続された一構内における出力が50kW以上になる発電設備は、個々が小出力発電設備に該当するものであっても発電所とみなされます。一方で、エネファームは、マンションの共用部分にまとめて設置する形態ではなく各住居毎に分散設置されるものであること、更に、内規4.(9)内の「②当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分から、高圧一括受電するマンション構内への電気の潮流が発生しないこと。」の条件をもって各エネファーム間の影響を考慮する必要がないことを踏まえて、エネファームがある各住居部分の需要設備（屋内配線や負荷設備）の点検量に比べるとエネファームとして追加される点検量が小さいものであることから、告示における点検頻度及び換算係数には反映させないこととしたものです。

### 3.11 外部選任（内規1.(1)①及び②に定める者）、みなし設置者からの外部委託について